

令和7年第2回府中町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 開 会 年 月 日                    令和7年6月20日 (金)

2. 招 集 の 場 所                    府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日                    令和7年6月20日 (金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (18名)

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 議長  | 力 山 彰 君   | 副議長 | 齋 藤 昇 君   |
| 2番  | 橋 井 肇 君   | 3番  | 安 部 智恵美 君 |
| 4番  | 森 本 将 文 君 | 5番  | 松 本 真 明 君 |
| 6番  | 梶 川 三樹夫 君 | 7番  | 木 田 圭 司 君 |
| 8番  | 三 宅 健 治 君 | 9番  | 川 上 翔一郎 君 |
| 10番 | 西 山 優 君   | 11番 | 坂 田 栄 一 君 |
| 12番 | 山 口 晃 司 君 | 14番 | 宮 本 彰 君   |
| 15番 | 田 中 伸 武 君 | 16番 | 二 見 伸 吾 君 |
| 17番 | 狩 野 雄 二 君 | 18番 | 金 澤 映里子 君 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (0名)

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 常任委員会委員長報告
  - (3) 議会運営委員会委員長報告
  - (4) 議会報特別委員会委員長報告
  - (5) 監査委員報告
  - (6) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

- 4 町長報告
- ・行政報告
  - ・報告第 3号 専決処分の報告について
  - ・報告第 4号 予算の繰越明許の報告について（一般会計）
  - ・報告第 5号 予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）
  - ・報告第 6号 府中町土地開発公社の経営状況について
- 5 報告第 7号 専決処分の承認について
- 6 第31号議案 府中町自転車等駐車場条例の一部改正について
- 7 第23号議案 令和7年度府中町一般会計補正予算（第1号）
- 8 第24号議案 令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 9 第25号議案 令和7年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 10 第26号議案 府中町職員定数条例の一部改正について
- 11 第27号議案 府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 12 第28号議案 府中町税条例の一部改正について
- 13 第29号議案 府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について
- 14 第30号議案 府中町水分峡森林公園設置及び管理条例の一部改正について
- 15 第32号議案 府中町都市公園条例の一部改正について
- 16 第33号議案 工事請負契約の締結について
- 17 第34号議案 工事請負契約の締結について
- 18 第35号議案 財産の取得について
- 19 第36号議案 財産の取得について
- 20 第37号議案 財産の取得について
- 21 第38号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について

~~~~~〇~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

|       |   |       |       |       |
|-------|---|-------|-------|-------|
| 町     | 長 | 寺尾光司君 |       |       |
| 副町    | 長 | 桑原強君  |       |       |
| 教     | 育 | 長     | 新田憲章君 |       |
| 総務企画部 | 長 | 谷口充寿君 |       |       |
| 財     | 務 | 部     | 長     | 増田康洋君 |

|                |           |
|----------------|-----------|
| 福 祉 保 健 部 長    | 中 本 孝 弘 君 |
| 町 民 生 活 部 長    | 胡 子 幸 穂 君 |
| 建 設 部 長        | 磯 亀 智 君   |
| 建設部区画整理担当部長    | 井 上 貴 文 君 |
| 消 防 長          | 新 宅 和 彦 君 |
| 教 育 部 長        | 屋 敷 学 君   |
| 危 機 管 理 監      | 佐 藤 伸 樹 君 |
| 総務企画部次長兼職員課長   | 岩 崎 雅 男 君 |
| 福祉保健部次長兼福祉課長   | 箱 田 進 一 君 |
| 町民生活部次長兼自治振興課長 | 倉 崎 誠一郎 君 |
| 建築部次長兼維持管理課長   | 谷 口 洋 二 君 |
| 消防次長兼消防総務課長    | 橋 本 臣 彦 君 |
| 財務部次長兼財政課長     | 土 井 賢 二 君 |
| 財務部次長兼税務課長     | 藤 田 正 明 君 |
| 町民生活部次長兼下水道課長  | 岡 村 紀 行 君 |
| 教育次長兼学校教育課長    | 宍 田 貴 君   |
| 政 策 企 画 課 長    | 藤 永 政 己 君 |
| 総 務 課 長        | 梶 山 睦 生 君 |
| 情 報 管 理 課 長    | 竹 林 邦 彦 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長  | 砂 崎 綾 美 君 |
| 高 齡 介 護 課 長    | 松 林 亮 君   |
| 保 險 年 金 課 長    | 平 尾 明 子 君 |
| 環 境 課 長        | 相 原 一 夫 君 |
| 都 市 整 備 課 長    | 高 橋 幹 君   |
| 建 築 課 長        | 原 田 司 君   |
| 区 画 整 理 課 長    | 大 神 規 正 君 |
| 警 防 課 長        | 瀬 戸 剛 君   |
| 予 防 課 長        | 池 本 琢 己 君 |
| 教 育 総 務 課 長    | 宮 脇 理 恵 君 |
| 教 育 総 務 課 主 幹  | 長 岡 広 憲 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和7年第2回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 直ちに本日の会議を開きます。

議会タブレットの議事日程をお開きください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(力山 彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、5番松本議員、6番梶川議員を指名いたします。よろしく申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長(力山 彰君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

タブレットの会期日程案をお開きください。

本定例会の会期につきましては、案として御覧のとおりです。

それでは、お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの5日間としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から

ら6月24日までの5日間と決定いたしました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

3月定例会以降は、4月23日に広島県町議会議長会定例会が開催され、任期満了に伴う役員の選任が行われました。その結果、会長に、安芸太田町の中本正廣議長、副会長に、海田町の桑原公治議長、幹事に、神石高原町の橋本輝久議長が、それぞれ選任されました。

続いて、5月27日に東京国際フォーラムにおいて、令和7年度町村議会議長研修会が開催され、出席しております。内容は、「広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な、防災DX」、一つは「平成からの災害に学ぶ、復旧・復興まちづくりの課題」、一つは「災害と議会、議員の役割」といったテーマで講習を受けております。この講習会の資料は事務局にございますので、参考にいただければと思います。

次に、安芸郡4町の町議会議長連絡協議会が開催され、会長の熊野町議会議長から収支報告等がありました。また、今年度の新役員については、会長に、海田町議会議長、監事に、坂町議会議長と私、力山が選任されました。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、西山委員長、お願いします。

○10番（西山 優君） 皆さん、おはようございます。

総務文教委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、4月14日に委員会を、6月9日に委員会と協議会を開催しております。

4月14日の委員会では、開会前に異動にかかる課長級以上の職員紹介を受け、開会後は、町長と教育長からの報告を受けた後、学校教育に関する事務調査として、令和7年度主要工事執行計画及び令和7年度児童生徒数についての説明を受けております。

その後、5月19日から21日に実施した行政視察の調整を行いました。

次に、6月9日の委員会におきましては、町長と教育長の報告を受けたのち、条例、

規則、規定に関する事務調査として、府中町情報公開条例の全部改正についての説明を受けた後、名誉町民制度の導入についての調査をいたしました。

続いて、協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。その後、委員会を再開して行政視察の出張報告の取りまとめを行いました。報告書はタブレットの諸報告資料に掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単でございますが、総務文教委員会の報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（力山 彰君） 厚生委員会、宮本委員長、お願いします。

○14番（宮本 彰君） おはようございます。

厚生委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、4月15日に委員会を、6月10日に委員会並びに協議会を開催しております。

4月15日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、「府中町こども計画」と「府中町健康づくり計画」について、説明を受けました。また、生活環境に関する事務調査として、「府中町下水道事業経営戦略の改定について」、「令和7年度主要工事執行計画について」、「工事請負変更契約の締結の報告について」の説明を受けました。

そのほか、5月14日から16日に実施しました行政視察の調整を行っております。

6月10日の委員会では、生活環境に関する事務調査として、「工事請負契約の締結の報告」ということで、3件の契約の説明を受けた後、「ごみの戸別収集の導入について」と「ごみボックス購入等補助金の導入について」の調査をしております。

また、行政視察の出張報告についても取りまとめを行っております。報告書はタブレットの諸報告資料として載せておりますので、御覧になっていただければと思います。

そのほか、6月定例会前ということで、協議会に切り替え、提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 建設消防委員会、川上委員長、お願いします。

○9番（川上翔一郎君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

建設消防委員会の報告をさせていただきます。

3月定例会以降、4月16日に委員会を、6月11日に委員会並びに協議会を開催しております。

また、5月21日から23日にかけて行政視察を行っております。

4月16日の委員会では、「建設事業に関する事務調査」、「都市計画に関する事務調査」、「山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査」として、「WACTORYパーク揚倉山再整備・利活用に関する基本構想について」、「令和7年度主要工事執行計画について」、「工事請負契約の締結の報告について」、「工事請負変更契約の締結の報告について」の説明を受けました。

また、行政視察の調整を行っております。

6月11日の委員会では、「建設事業に関する事務調査」として「工事請負契約の締結の報告について」の説明を受けました。

また、行政視察の出張報告の取りまとめを行っております。報告書は議会タブレットに諸報告資料として掲載しておりますので、御覧ください。

そのほか、6月定例会前であるため、協議会に切り替え、6月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、建設消防委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 議会運営委員会、木田委員長、お願いします。

○7番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は3月定例会以降、5月13日と6月18日に委員会を開催しております。

5月13日の委員会では、「本会議・委員会における服装の取扱いについて」ということで、既にお知らせしておりますとおり、夏場の服装の軽装化の試行について協議し、決定しております。

このほか、「多様な人材の参画を促す観点での議員報酬の今後の在り方検討について」の調査申出があり、検討を進めることと決定しております。

次に、6月18日の委員会では、陳情の報告や本定例会の会期決定などを行ったほ

か、「府中町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」、委員会としての案を取りまとめました。案の内容につきましては、7月9日開催の全員協議会で改めて皆様に御説明する機会を設けたいと思っております。

このほか、理事者から協力依頼のあった広島県議会への提案活動についてと、議員報酬の在り方についても検討し、次回以降、引き続き、検討を進めることといたしております。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 議会報特別委員会、二見委員長、お願いします。

○16番（二見伸吾君） 皆さん、おはようございます。

議会報特別委員会の報告をいたします。

3月定例会以降、議会報特別委員会は、3月18日の定例会閉会后、3月28日、4月8日及び6月19日の4回開催をしております。

3月18日の委員会では、「議会だより（第177号）」の執筆者や、発行までの日程を確認いたしました。

3月28日の委員会では、原稿の校正と写真の調整を行いました。

4月8日の委員会では、初校により、見出しや記事内容などを校正いたしました。

また昨日、6月19日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする「議会だより（第178号）」の編集に向けて、執筆者の決定や、発行までの日程調整などについて協議をいたしました。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、監査委員報告をお願いします。

山口監査委員。

○12番（山口晃司君） 皆様、おはようございます。

それでは、監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和7年2月分を3月19日に、3月分を4月18日に、4月分を5月20日に、代表監査委員土井精二並びに監査委員山口晃司の両名で実施しました。

検査の結果については、タブレットに掲載の報告書のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

次に、地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査ですが、令和6年度第

2期定期監査を令和7年1月10日から令和7年3月5日までの間、実施しました。

監査の方法ですが、福祉保健部高齢介護課及び会計室を対象に、令和6年度に属する財務に関する事務について、事務処理が適正に行われているか、関係書類を検査照合するとともに、必要に応じ、所属職員から聴取を行いました。

監査の結果につきましては、タブレットに掲載の報告書のとおり、財務に関する事務について、おおむね適正に処理されておりました。

続いて、同じく定期監査ですが、令和7年度第1期定期監査を令和7年4月21日から令和7年6月2日までの間、実施しました。

監査の方法ですが、町民生活部下水道課及び建設部維持管理課を対象に、令和6年度に属する財務に関する事務について、事務処理が適正に行われているか、関係書類を検査照合するとともに、必要に応じ、所属職員から聴取を行いました。

監査の結果につきましては、タブレットに掲載の報告書のとおり、財務に関する事務について、おおむね適正に処理されておりました。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いします。

宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 引き続き、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告を行います。

令和7年3月定例会以降は、広島県後期高齢者医療広域連合議会は開催されていませんので、報告事項はございません。

以上で、報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第4に入る前に、理事者の入場のため、しばらく休憩いたします。10時5分から再開いたします。

（休憩 午前 9時49分）

（再開 午前10時03分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第4、町長報告を行います。

最初に行政報告からお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 皆さん、おはようございます。

本日より5日間、6月24日までの会期決定ということで、6月定例議会の会期を決定いただきました。5日間、よろしく願いをいたしたいと思います。

町長報告ですけど、委員会のほうで2点ということを申しておりましたけれど、ちょっと熊の目撃情報の1件がありますので、合わせて3件ほど町長報告をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目、令和6年度決算見込みの概要についてでございます。

まず、一般会計でございます。歳入総額が237億2,800万円、歳出総額が227億9,600万円、差引き9億3,200万円で、翌年度へ繰り越す財源2,400万円を控除しますと、9億800万円の剰余が生じる黒字決算となりました。

財政調整積立基金は、新たに設置しました減債基金へ繰り入れるため、3億9,400万円の取崩しを行いましたが、当初及び補正予算で予算化した11億9,900万円の積立てを行ったことにより、基金残高は26億円となりました。

次に、土地取得、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の四つの特別会計及び下水道事業会計ともに、いずれも黒字決算となりました。

なお、国民健康保険特別会計においては、当該国保基金残高、約1億6,200万円を全額取り崩しております。

詳細につきましては、次の9月定例会における決算認定議案の中で、説明をさせていただきます。

報告は以上でございます。

続きまして、広島市東部地区連続立体交差事業の進捗状況及び今後の見込みについてでございます。

6月9日からの常任委員会において報告いたしました6月4日に新聞報道がありました広島市東部地区連続立体交差事業に関し、一昨日、6月18日の広島県議会建設委員会において、広島市東部地区連続立体交差事業の進捗状況及び今後の見込みにつ

いて、公表がありました。

今回の公表内容については、議員の皆様方には同日、情報提供するとともに、町ホームページにおいて、町民の皆様にお知らせをいたしております。

また、関連する向洋駅周辺土地区画整理事業の地権者に対しましても、「区画整理だより」により、今回の公表内容の概要を掲載し、配布する準備を進めているところでございます。

公表の主な内容としましては、広島市東部地区連続立体交差事業は、令和2年6月に広島県・広島市及びJR西日本の三者で締結された工事協定に基づき、現在、向洋駅周辺の鉄道高架区間（1期）約2キロメートルの工事が進められており、本年度中には仮線路（4路線）の敷設が完了し、その後、高架工事に着手する予定となっておりますが、この間の急激な建設資材や人件費の高騰等により、今後、実施する高架工事等における事業費の増額が見込まれることから、令和2年6月に締結された工事協定の協定額について、広島県・広島市及びJR西日本の三者で改めて試算した結果、1期事業費が447億円から約700億円に、約250億円の増額、このうち府中町が関係する広島県施行分は262億円から約420億円に、約158億円増額という内容、そして完成時期が令和12年度から令和15年度頃に、約3年延伸する見込みであるという内容が示されました。

今後、施行者である広島県・広島市は、1期区間の事業費等について国との協議を進めて確定するとともに、2期区間を含めた全体事業費等についても広島県・広島市及びJR西日本において精査した上で、できるだけ速やかに公表するとのことでございます。

町としましては、今後、広島県から広島市東部地区連続立体交差事業の事業認可変更の時期など、今後のスケジュール等の具体的な情報が示されましたら、御報告させていただくとともに、その内容及び影響について精査し、負担増に適切に対応するとともに、連続立体交差事業の早期完了を目指し、事業主体である広島県と連携し、事業協力していきたいと考えております。

また、広島市東部地区連続立体交差事業の完成時期の延伸は、本町で事業中の向洋駅周辺土地区画整理事業とも密接に関連をいたしますので、向洋駅周辺土地区画整理事業についても、地権者への影響を最小限に抑えつつ、土地区画整理事業の事業計画の変更について、検討を進めていきたいと考えております。

この件については、報告は以上でございます。

次に、熊の目撃情報に対する今後の対応についてでございます。

熊の目撃情報に対する今後の対応方針につきましては、議員の皆様方には先日、6月18日に文書にてお知らせをいたしておりますが、改めて報告をさせていただきます。

2週間前、6月6日金曜日ですが、18時30分頃、みくまり3丁目の中国自然歩道で熊を目撃した情報が寄せられました。これを受けまして、広島県において、5日間、延べ21人による痕跡調査と監視カメラによる確認を行いました。熊の痕跡や映像は確認されませんでした。

また、それ以降、確かな熊の目撃情報はないことから、熊が当該地周辺の山中に定着している可能性は低く、及び市街地周辺に出没するリスクも極めて低いと考えられることから、広島県や有識者の意見も踏まえた上で、県と協議の結果、熊目撃情報に伴う警戒態勢につきましては、6月16日に実施しましたパトロールをもって、一旦終了することといたしました。

なお、今後も引き続き情報収集を行い、新たな情報が寄せられる場合は、情報の正確性を確認した上で、対応を検討していきたいと考えております。

以上、熊の目撃に対する今後の対応についての報告でございます。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ただいまの行政報告に対して、質問のある方。

田中議員。

○15番（田中伸武君） 一つは連続立体交差のほうに関してですけれども、これ全体の、一つは事業費の増が250億円ぐらい。そのうち県の県域分が、これでいうと、160億円増ぐらいということになるわけですが、府中町の負担分がどれだけ増になるのか。これを教えていただきたいのと、これは適切に今後、対応するということですが、一定の見通しのようなものがあれば、府中町の負担増と、それにどう対応するののかの見通しについて教えてください。

○議長（力山 彰君） 区画整理担当部長。

○建設部区画整理担当部長（井上貴文君） 区画整理担当部長です。おはようございます。

ただいま御質問がございました広島市東部地区連続立体交差事業について、事業費

の増、それから事業延伸についてということで、町の負担、それから今後、府中町としてどう対応していくのかという御質問だったと思います。

このたび広島県が公表された1期区間の事業費約250億円の増額は、まだ国の承認を得られていない事業費となりますので、今後、国と協議を行って事業費を確定していくこととなりますが、その際に国の補助金が満額つくことを前提とし、公表内容を基に試算をした場合、1期区間の事業費増額250億円のうち、県域分、府中町域分となりますが、約158億円、府中町が負担すべき負担は、負担率15分の2となりますので、府中町の負担は21億円の増額となる見込みです。1期区間全体の町負担額は概算となりますが、現計画の約35億円から約56億円、約21億円の増額と想定されます。

今後、事業主体である広島県により国と協議が進められ、1期区間の事業費等が確定した段階で、改めて具体的な情報が示される予定で、詳細が明らかになった段階で、その内容及び影響について精査を行ってまいります。

今後の対応ですが、先ほど町長のほうからもありましたけども、連立事業によりまして仮線、あるいは高架事業によって車両の進入路等、必要な工事が今後、早急に必要になってまいります。その部分については府中町のほうで対応していくこととなりますので、しっかりと県と協力しながら、早期完成に向けて協力をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） その他、質問ございますか。

田中議員。

○15番（田中伸武君） その他じゃなくて、今の関連ですけれども、府中町の分が35億円から56億円ということで、これはもう一大事という感じがするわけですが、全体の工事費で見ると、447億円が700億円ですけれども、その増え具合の中での府中町の増え具合というのは、恐らく線路部分の負担率が幾らだとか、街路部分が幾らだとか、駅舎だとかいろいろあるので、それを積み上げた額だと思うんですけども、先日の話だと、その積上げ額の詳細はまだ分からんということですけども、私としてはやはりその積み上げて増えた額の詳細をやっぱり明らかにしていただかんと、この小さな自治体が一気に二十数億円も金出せと言われても、なかなか難しいんだろうと思います。

それから国の補助の話が出ていましたけども、これも資材高騰に伴ういろんな制度なり、国の支援なりがあるのかもしれませんが、ここらもしっかりとやっていただきたいと思います。

これは意見ということになりますけれども、この連続立体交差事業は県の事業主体ですけれども、県の見通しの甘さによって、あるいは地元の声の聞き具合の悪さによって、これまで二転三転して、事業計画を変更して、工事も見直して、再見直ししてと、線路の状態も上がったたり下がったり、船越で止まったりとやっております、これは府中町としては非常に遺憾であるということも前の前の町長あたりも言いよったわけですけれども、県を責めるわけではありませんけれども、町としては最大限の協力をして、しかも事業としては進めておる。そういう中でのこういう事態でありますから、やはり町としてもしっかり今までの経緯なり、進めてきた立場というのを主張してやっていきたいと思います。あくまで影響を受けるのは町民ですし、しかも府中町の場合は、加えて言うと、区画整理にすごい影響が及んで、1年、2年遅れると、やはり換地清算が遅れることによって、町民の負担も一気に、個別の方も土地の値上がり分が増えたりするわけですから、悪く言えば、府中の町民が被害を被る事態がまたまた増えるということにもなるわけですから、これはちょっと一方的に被害者意識を持った私の意見になるかもしれませんが、やはり府中町の立場をしっかりと主張して、今後のその負担増に対する、あるいは工事の延長に対して交渉に臨んでいただきたいと思います。言うまでもないことですが、自治体に上下関係はありませんし、県と町は同じ対等です。基礎的自治体で言えば府中町が主役ですし、今回は事業主体が単に県というだけで、府中町が下請をしとるわけではありません。対等な立場で協力しながら、住民の福利の向上のためにやっている事業でありますから、くどくど言って申し訳ありませんけども、その立場を十分主張して、今後の負担増への対応に当たっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） その他、ございませんか。

森本委員。

○4番（森本将文君） 4番森本です。

私も連続立体交差事業についてお伺いさせていただきたいのですが、今回、期間を延長する理由として、急激な資材のとか人件費の高騰ということでございますが、こ

れ今後もそういったことが起こり得るんじゃないかなと思ってまして、そうなったときに、さらに延伸する可能性はないのかと、そういった情報がないのかと、あともう一つ、今回3年ほど延びるということなんですが、その間、今、問題になっていまず渋滞問題、マツダ病院の前とか、あとは南小学校からカワダさんに向かっての道を右折しづらいとか、そういったのがあると思いますが、あとは駅を利用する方の、足の不自由な方がなかなかエレベーターがなくて移動が大変だといった問題があると思うんですが、そういったところ、例えばその3年間、期間限定で何かするのかといった情報があれば教えていただきたいです。

○議長（力山 彰君） 答弁。

区画整理担当部長。

○建設部区画整理担当部長（井上貴文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、広島県から公表されている内容については、そこまで具体的なお話はまだございません。これから国のほうと協議を重ねていく中で、地元対策としてということも一つ挙げられると思います。その辺についてはしっかり町のほうも広島県のほうには要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） その他。

5番松本議員。

○5番（松本真明君） 5番松本です。

私も広島市東部連続立体交差事業についてちょっとお伺いしたいんですけど、増額の部分の事業費の増額理由というところ、資料番号の10ですか。こちらの中にいろいろと書いてありますね。建設資材や人件費の上昇分190億円等、時間外労働に伴う週休2日の35億円、いろいろあるんですけども、道路施設約40億円の内訳のうち、工事ヤードの借地等で約10億円という増額が書いてあるんですけど、細かいところ、そこまでつく気はないんですけど、これ借地料というのがこの3年間で10億円が伸びる理由とか、そのあたり、府中町が関与できないところかもしれないんですけど、ちょっと情報をきっちりいただかないと、これ単純にすると1か月ざっくり3,000万円が借地等で払うという計算になると、これ物価が上がったとしても、この借地料がこんな金額になるのか、どうなのかとか、もう少しちょっと増額の部分の細かい部分というのは、府中町から県のほう、もしくはJR等に聞いてみてい

ただいてもいいのかなと思うんですけど。これまだ内訳は分からないんですよ。この借地料の内訳というんですか、金額の。

○議長（力山 彰君） 答弁。

区画整理担当部長。

○建設部区画整理担当部長（井上貴文君） 区画整理担当部長です。

今回、公表されている内訳ということだと思います。その中で、この1期工事分の中には広島県施工分と広島市の施工分がございます。この借地と言われるところの場所なんですけど、実は仮線を敷設する際に、今の現鉄道敷が広がります。道路施設等の中にそういう既存の道路を改良したり、仮道路を造ったり、あるいは交差点改良したりというものを全て含まれておりまして、個別な、例えば借地のどこどこに幾らかというものは、まだ府中町のほうには提示されておられません。今後、その詳細の部分が出ましたら、広島県のほうに確認をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（力山 彰君） そのほか、ございますか。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 令和6年度決算について御説明いただいたんですけど、そこで歳入歳出の説明があって、最終的には9億3,000万円ぐらいのプラスになったというような説明があったんですけど、これは歳入が増えた結果なんですか。それとも何か、効率的な何か事業を行って歳出が減ったためになったのか。ちょっとその辺もう少し、聞き漏らしたのかもしれないんですけど、説明いただければと思います。お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

決算ということになりますと、対予算ということになると思います。

まず、先ほど歳出の話ございましたけれども、何かの事業をストップしたとか、そういったことはございません。予算に計上したものは粛々と執行しているということでございます。

というと、歳入ということになるんですけども、ピンポイントで特定しますと、普通交付税が過去の再算定、違算があって、多くいただけたらというふうにならな

聞いておりますけれども、対予算で5億円程度増ということになっておりますので、直接の原因としてはそこが一番大きいのではなかろうかと考えております。

詳細については、また9月定例会とっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

田中議員。

○15番（田中伸武君） 熊の件ですけれども、目撃情報に対しての町の対応、主に警戒態勢とその解除について御報告いただき、ありがとうございます。

県と協力してやらざるを得るところですけれども、一つは、この警戒態勢とそれを取った対応と、もう一つは、どうでしょうか。特に子どもがすごく怖がって、うちの孫なんか、もう水分行きとないぐらい怖がるわけですけれども、やっぱり自然に親しむ。特に北小の子どもたちは自然体験教室などもいろいろやっておるところで、何とか熊はおるけども、自然も大事にしたいんだという、警戒も大事ですけれども、逆にちゃんと遊べるんだよと、こういう安心体制であるよということもしっかりPRして、元に戻していくことが必要だと思われるわけですけれども、仄聞すると、熊レンジャーが対応して追い上げ対策等もしたとお聞きしております。

今回の警戒態勢プラス、そういう積極的に子どもたちを、あるいは自然に親しむ町民を元に戻す。そっちのほうの対応はどうなっておるのか。ちょっと合わせて、お聞かせ願えればと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。

まず、町民への情報提供につきましては、町ホームページ、公式LINE、安全安心メールにより、目撃情報及び今回の警戒態勢の終息と今後の対応について情報を発信しているところでございます。また、ホームページには、山間部への立入りの注意喚起及びごみ処理の徹底や生ごみ処理の管理などの情報についても掲載しておるところでございます。

あと、子どもたちに対して、恐れを抱かないようにということに関しましては、今、夏休み等での利用が促進できるように、またイベント等、今後、考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） その他、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 続いて、報告第3号、専決処分の報告についてをお願いします。  
町長。

○町長（寺尾光司君） それでは、報告第3号 令和7年6月20日提出。

専決処分の報告について。

府中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年3月26日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

府中町長 寺尾光司

提案の理由ですが、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） おはようございます。総務企画部長です。

報告第3号、府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に係る専決処分の報告について、に関し、補足して説明いたします。

この専決処分は、府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について、第1項に規定する、「条例の改廃で、法令の改廃に伴い引用する条番号等もしくは語句または条文の整理を行い、かつ、町独自の判断を伴わない条例を定めること」に該当するものであることから、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行い、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

改正の趣旨ですが、提案理由をお願いします。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するも

のです。

次に、改正事項の概要です。

新旧対照表をお願いします。

法律の施行に伴い、引用している「介護時間」に関する法律の規定に条ずれが生じたため、条項番号を整理するものです。

改正条例の施行期日は令和7年4月1日、専決処分年月日は令和7年3月26日です。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第4号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）をお願いします。  
町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第4号 令和7年6月20日提出。

予算の繰越明許の報告について（一般会計）。

令和6年度府中町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を調整したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） おはようございます。財務部長です。

報告第4号、予算の繰越明許の報告について（一般会計）に関し、補足して説明いたします。

本報告は、さきの3月定例会において、繰越明許費として承認及び議決いただいた事業について、年度が終了し、翌年度繰越額が確定したので、その内容を報告するものです。

2ページ、令和6年度繰越明許費繰越計算書をお願いします。

合計7事業、翌年度繰越額の総額は3億5,908万2,647円です。

それでは、事業ごとに説明をいたします。

款 民生費、項 社会福祉費、住民税非課税世帯等支援給付金（令和6年度追加給付分）給付事業は、住民税非課税世帯等を対象に1世帯当たり3万円、子ども1人当たり2万円を加算して給付するもので、3,261万7,381円の繰越しです。事業完了は本年9月を予定しております。

次に、介護施設整備助成事業は、看護小規模多機能型居宅介護施設の整備に対し助成を行うもので、4,024万8,000円の繰越しです。事業完了は本年11月を予定しています。

款 土木費、項 道路橋梁費、道路新設改良事業は、町道宮の町41号線及び町道八幡26号線を改良するもので、3,100万円の繰越しです。事業完了は来年3月を予定しています。

次に、橋梁長寿命化事業は五反田橋を改修するもので、200万円の繰越しです。事業完了は本年9月を予定しています。

項 都市計画費、広島市東部地区連続立体交差事業は、跨線橋などの県施工事業に対し町が負担するもので、2億1,325万2,276円の繰越しです。事業完了は来年3月を予定しています。

次に、都市公園等長寿命化事業は青崎公園の遊具を更新するもので、1,150万円の繰越しです。事業完了は来年1月を予定しています。

款 教育費、項 社会教育費、下岡田官衙遺跡保存・整備事業は、史跡指定地の購入などを行うもので、2,846万4,990円の繰越しです。事業完了は来年3月を予定しています。

各事業ともに、財源内訳は記載のとおりです。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 宮本です。

下岡田官衙遺跡の件なんですけども、道路を挟んで南側については、今、地主のほうで、もうアパートを建設しておりますけども、そういったことで土地の買収をもうあそこはできないということになるんだろうと思うんですが、あの場所の遺構は今度

どうなるのか。それを教えていただきたい。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（小路和司君） 社会教育課主幹でございます。

先ほどの御質問に答弁いたしますが、今、アパート建設がされているところというのは私有地になりますが、そこにも下岡田の遺構があるということは分かっております。それで、その遺構のある場所に影響がないように、そこを建物等は避けて、そういう設計をして、広島県のほうにも文化庁のほうにも協議をして、建設の許可は出ておるといところでございます。ですから、重要な遺構は避けての建築ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 続いて、14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 宮本です。

避けて、今、建築をしているということですが、実際はもうその遺構のある部分はもう掘ったりどうのこうのできないわけですよ。今、アパートを建築しとるんで、そのアパートの横を掘るわけにいかないですからね。

また、土地の買収についても、多分、地主のほうで了承はしないだろうと思うんですけども。そのアパートが建ったままの現状で、そのまま置いておくということなんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課主幹。

○社会教育課主幹（小路和司君） ただいまの御質問に対して答弁いたしますが、遺構がある箇所、場所については、設計上では建物は建たなくて、駐車場とかそういうものになるというところで、ちょっと盛土をして舗装するような設計だったと思いますが、ですので、将来的に発掘調査とかいうのはもう、例えばできたとしても、何十年先とか、そういうことになると思います。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

続いて、報告第5号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）をお願いし

ます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第5号 令和7年6月20日提出。

予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）。

令和6年度府中町下水道事業会計予算の繰越しの使用に関する計画について報告があったので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

報告第5号、予算の繰越しの報告について（下水道事業会計）に関し、補足して説明いたします。

本報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定により、繰越しを行った事業について報告があったことから、同法同条第3項の規定により、その旨を議会に報告するものです。

2ページ、令和6年度下水道事業会計予算繰越計算書をお願いします。

合計3事業、翌年度繰越額の総額は3億2,381万1,553円です。

それでは、事業ごとに説明します。

款 資本的支出、項 建設改良費、管路建設改良費は1億2,050万円を繰り越しました。

茂陰1号幹線改築工事において、国の補正時期の関係から事業の完了が見込めないため、繰越しを行ったものです。

国の補正を受け、さきの3月定例会で補正の議決をいただいた工事となりますが、今月末に入札を予定しており、工期は来年3月までとしています。

次に、ポンプ場建設改良費は1億9,635万円を繰り越しました。

府中ポンプ場機械設備改築更新工事において、材料及び部品の調達に遅延が生じたため、繰越しを行ったものです。当該工事は昨年6月に契約を行い、工期を本年3月までとしていましたが、来年3月までに改める変更契約を行っているところです。

次に、流域下水道建設負担金は696万1,553円を繰り越しました。

太田川流域下水道事業負担金において、東部浄化センターに係る工事の一部を県が繰り越したため、繰越しを行ったものです。ポンプ棟の耐震補強工事などを繰り越しており、事業完了は来年3月を予定しています。

各事業ともに、財源内訳は記載のとおりです。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。次に参ります。

続いて、報告第6号、府中町土地開発公社の経営状況について、をお願いします。町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第6号 令和7年6月20日提出。

府中町土地開発公社の経営状況について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、府中町土地開発公社の経営状況を次のとおり報告する。

府中町長 寺尾光司

補足説明は総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

報告第6号、府中町土地開発公社の経営状況について、に関し、補足して説明いたします。

府中町土地開発公社では、令和7年度予算に関し、令和7年3月21日に、また令和6年度決算に関し、令和7年5月26日にそれぞれ理事会を開催し、議決を受けております。

それでは、令和6年度決算から説明いたします。

3ページをお願いします。

令和6年度に行った事業の概況が記載されています。

1、総括の（1）は、保有土地賃貸事業です。

公社保有土地の一部を広島市東部地区連続立体交差事業に係る工事用資機材置場として、連立事業請負業者に貸付けを行い、222万7,050円の収益がありました。内訳は1件540.0平方メートルの貸付けを令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間で広成建設株式会社と契約し、令和6年5月1日から令和7年2月28日までの賃貸借料として、172万7,140円の収益がありました。また、令和7年1月24日付で変更契約を締結し、令和7年3月1日から令和7年3月31日の期間で、1件1563.0平方メートルを貸し付けし、賃貸借料49万9,910円の収益がありました。

なお、表の下部にアスタリスクとして記載しておりますが、貸付期間のうち、令和6年4月分の賃貸借料については、前月末に振込納付されたため、令和5年度決算として計上しております。

(2)は、当年度末公有地保有状況です。

土地の売買はなかったことから、前年度と比較し、面積の増減はなく、3,423.02平方メートル、金額にして7億3,567万5,638円となっております。

4ページをお願いします。

貸借対照表です。

資産の部です。

1、流動資産の(1)現金及び預金は729万1,738円となっております。また、(3)公有用地は、先ほど説明しましたとおり、7億3,567万5,638円となっております。

2、固定資産です。

(2)無形固定資産のソフトウェア1円は、平成30年度に購入した公社財務システムの減価償却後の残存価格です。

(3)投資その他の資産の長期性預金500万円は、基本財産としての町からの出資金です。

資産合計は7億4,796万7,377円となっております。

次に、負債の部です。

1、流動負債の(1)預り金は50万2,018円となっております。これは役員報酬に係る源泉所得税に保有土地賃貸事業に係る貸付保証金を加算したものとなります。

2、固定負債の(1)長期借入金は金融機関からの借入金残高で5億8,101万2,000円となっております。負債合計は5億8,151万4,018円となっております。

次に、資本の部です。

1、資本金の(1)基本財産500万円は町からの出資金で、先ほどの資産の部、2、固定資産の(3)投資その他の資産における長期性預金と同額となっております。

2、準備金の(1)前期繰越準備金は令和5年度から繰り越した金額を計上しており、1億5,989万7,466円となっております。

(2)当期純利益は当期の損益計算上の利益を計上したもので、155万5,893円となっております。

資本合計は1億6,645万3,359円となっております。さらに、負債の部と資本の部を合わせた負債資本合計は7億4,796万7,377円となり、資産の部合計額と一致しています。

続いて、5ページ、6ページ、こちらは財産目録ですが、4ページ、貸借対照表の内訳を記載したものですので、説明は省略いたします。

7ページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書です。

当書類は、4ページ、貸借対照表の資産の部、1、流動資産の(1)現金及び預金729万1,738円の内訳を示すものとなっております。

1、事業活動によるキャッシュ・フローです。

附帯等事業収入ですが、保有土地の賃貸事業収益で、222万7,050円となります。

公有地取得事業支出は、支払い利息でマイナス130万4,026円を計上しています。

附帯事業支出は、保有土地賃貸等事業収益の対象土地に賦課された固定資産税と都市計画税で、マイナス41万2,200円を計上しています。

人件費支出は役員報酬で、マイナス5万3,000円。

その他業務支出は、減価償却費以外の経費を計上しています。

預金に係る利息の受取額4,438円を加算した事業活動によるキャッシュ・フロー計は、25万1,867円を計上しています。

4、現金及び現金同等物増加額または減少額は、2及び3のキャッシュ・フロー計がゼロ円であることから、1、事業活動によるキャッシュ・フロー計と同額の25万1,867円となります。

5の現金及び現金同等物期首残高、すなわち前年度決算における期末残高703万9,871円と4との合計が6の現金及び現金同等物期末残高で、729万1,738円を計上しています。

8ページをお願いします。

損益計算書です。

当書類は、4ページ、貸借対照表の資本の部、2、準備金の(2)当期純利益155万5,893円の内訳を示すものとなっています。

1、事業収益の(2)附帯等事業収益は、保有土地の賃貸事業収入で222万7,050円を計上しています。

2、事業原価の(2)附帯等事業原価は固定資産税と都市計画税で、41万2,200円を計上しています。

3、販売費及び一般管理費は役員報酬や会計システムの保守点検料などで、26万3,395円を計上しています。

4、事業外収益は預金に係る受取利息で、4,438円を計上しています。

損益の集計は155万5,893円となり、同額を当期純利益として計上しています。

9ページから14ページは、ただいま説明をしました決算に係る附属明細書となっています。参考にさせていただければと思います。

続きまして、令和7年度予算について御説明します。

15ページからが令和7年度の予算書となっております。

16ページをお願いします。

第2条、事業計画の1、公有地売却事業では、向洋駅周辺土地区画整理事業に供する公共施設用地を取得するものとして、面積165.21平方メートル、事業費5,184万9,000円を計上しています。

2、附帯等事業として、保有土地賃貸等事業を計上しています。

17ページをお願いします。

第3条は、収益的収入及び支出です。公有地取得事業に係る経費や事務費や経費な

どを計上しています。

18ページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出です。長期借入れに係る経費などを計上しています。

19ページをお願いします。

第5条は、長期借入金に係る目的や限度額などを記載しています。

20ページをお願いします。

第6条は、資金計画です。

第3条、第4条に計上した金額などを、受入れ、支払い別に計上しています。受入れ資金が4億3,215万5,000円、支払い資金が3億6,423万円、差引き6,792万5,000円となっております。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

以上で、町長報告を終わります。

ここで休憩したいと思います。休憩10分間。再開は11時10分。休憩。

（休憩 午前10時59分）

（再開 午前11時10分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第5、報告第7号、専決処分の承認についてを議題に供します。

本案についての理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第7号 令和7年6月20日提出。

専決処分の承認について。

府中町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規

定により、令和7年4月1日に次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

府中町長 寺尾光司

提案の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

報告第7号、府中町税条例等の一部改正に係る専決処分の承認について、に関し、補足して説明いたします。

この専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年4月1日に施行されるのに伴い、府中町税条例等の一部改正を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により行ったもので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

それでは、14ページ、報告第7号参考資料により説明をいたします。

1、改正の趣旨です。

地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

第1条による改正は、府中町税条例の一部改正です。

（1）書類を送達することが困難な場合に於ける公示送達は、ホームページ等で公示事項を公開し、不特定多数の者が閲覧できる状態にするとともに、次のいずれかの方法で行うこととするものです。

ア、公示事項が記載された書面を町の掲示場に掲示します。

イ、公示事項を町の事務所に設置したモニター等に表示します。

（2）原動機付自転車に対して課する軽自動車税の種別割について、総排気量が

0. 125リットル以下、かつ最高出力が4.0キロワット以下のものについては、税率を年額2,000円とするものです。これは原動機付自転車に新たな区分基準が追加されたことに伴い、課税額を新設するものです。

(3) 軽自動車税の種別割の減免申請時に提示が必要とされている運転免許証に代えて、マイナ免許証の提示によることを可能とするものです。

(4) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税額の減額措置について、区分所有者から申告書の提出がなかった場合においても、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があった場合は、減額措置を適用できることとするものです。

(5) 平成30年7月豪雨の被災住宅用地等に対する固定資産税の特例措置を廃止するものです。当該特例措置は、町において2件の適用実績がありました。

次に、第2条による改正は、府中町都市計画税条例の一部改正です。

(6) 法律の施行に伴い、引用する項番号を整理するものです。

次に、第3条による改正は、府中町国民健康保険税条例の一部改正です。

(7) 基礎課税額の課税限度額を現行の65万円から66万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現行の24万円から26万円に引き上げるものです。これによる町の影響額を試算しますと、約250万円の調定増となる見込みです。

(8) 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において加算する金額を、被保険者等1人につき、現行の29万5,000円から30万5,000円に引き上げるものです。

(9) 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において加算する金額を、被保険者等1人につき、現行の54万5,000円から56万円に引き上げるものです。

(8) 及び (9) による町の影響額を試算しますと、約870万円の調定減となる見込みですが、当該減収については、県補助金において補填されます。

15ページです。

3、施行期日等です。

(1) 施行期日は令和7年4月1日です。ただし、2(1)は地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行します。

(2) 経過措置として、2(1)は公示送達改正施行日以後にする公示送達につい

て適用し、2（2）及び2（3）は令和7年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、2（4）及び2（5）は令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、2（6）は令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、2（7）から2（9）までは令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用します。

4、専決処分年月日は、令和7年4月1日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 教えてください。第1条により改正の（1）ですけれども、書類を送達することが困難な場合にする公示送達というのは、例えばどんなことがあるのか。恐らく相手の住所が分からんとか、行方不明とか、そういったものなのかなとも思うんですが、現在のところ、どのぐらいの事務量というか、どの程度そういうのがあるのかということと、それから、これによると、今まで役場の入り口の掲示場に貼ってあったやつだろうと思うんですが、それを今度それが、これでいうところのAに相当するのかなと。そうすると、それを今度はホームページにも載っけ、さらに役場の中に新たにモニターも設置するということなんですか。それはA、プラス、イをやったりするのか。この「または」とかという表現が微妙なんですけれども、実際には今度からどういった掲示の仕方を想定しておられるのか。合わせて、お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

財務課長兼職次長。

○財務部次長兼税務課長（藤田正明君） 財務部次長兼税務課長です。

田中議員の質問にお答えします。

公示送達に該当する人としては、例えば所在不明であるとか、1月1日にはおられたんですけども、出国されて、現在、これも所在不明と同じですけども、という人が対象になっております。

どのくらいおるかということにつきましては、例えば町民税で当初は4件ぐらいあったんですけども、実際には実家のほうに、どこにおられますかとかという確認をして、最終的には1件だけというようなケースもありました。軽自動車についても1件該当

はありました。国民健康保険は今から課税となりますので、これからとなります。

それと、町でどのような対応をするかということですが、いずれかの方法ということなので、玄関の横にある掲示場で掲示をするという予定であります。

それと、こちらの施行につきましては、また施行の日から適用するということが、今のところ、令和8年6月に施行が予定されておりますので、今現在、すぐ対応するというものにはなっておりません。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第6、第31号議案、府中町自転車等駐車場条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第31号議案 令和7年6月20日提出。

府中町自転車等駐車場条例の一部改正について。

府中町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、向洋駅南口に新たに自転車等駐車場を設置するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、町民生活部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。

府中町自転車等駐車場条例の一部改正について、補足して説明します。

第31号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

向洋駅南口に新たに自転車等駐車場を設置するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

向洋駅周辺の駐輪場については、令和6年11月末に南口にあった民間駐輪場が向洋駅周辺土地区画整理事業により閉鎖されて以降、北口にある町施設の府中町向洋駅北口自転車等駐車場のみとなっております。南口の民間駐輪場の閉鎖に伴い、利用者の一部、100台程度が北口の町施設の駐輪場を利用されている模様ですが、鉄道の踏切を横断する必要があり、利用者の利便性と安全面において課題があると考えております。また、今年3月にマスコミ報道でもあったとおり、南口への駐輪場の設置要望が多く寄せられている状況です。

そこで、新たに南口に駐輪場を設置するため、本条例の一部を改正するものです。

新たな南口の駐輪場は、北口同様に機械式ゲート方式とします。新設する駐輪場の場所については、向洋駅周辺土地区画整理事業の進捗を考慮しつつ、関係部署と協議し、検討を重ねた結果、公園予定地の一部が一時的に利用可能となったため、同地を使用することといたしました。規模は、面積が約300平方メートル、収容台数は約110台となっております。

今後さらに駐輪場の需要が高まった場合には、土地区画整理事業の進捗状況を注視しつつ、関係部署と連携を取りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

3、施行期日です。

施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において、規則で定める日です。

なお、本議会に上程しております第23号議案、令和7年度府中町一般会計補正予算（第1号）に必要経費を計上しております。また、南口駐輪場の稼働時期は、令和7年12月からを想定しています。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番狩野です。

今、説明にもございましたけど、マスコミに取り上げられていた問題ですよ。本来であれば、そういう住民の声を我々議員が拾い上げて、行政側にそういう駐輪場設置とかを強く要望していくべきだったところなんですけど、新聞に取り上げられたということで、ちょっと反省の思いも込めて質問をさせていただきます。

新聞の報道を見ると、当初、行政としては民業圧迫になるとかということで、あまり考えられていなかったみたいですね、駐輪場の設置を。

私がちょっと確認したいのは、もうもともと府中町としては、そういう住民の声があったがゆえに、もうこういう駐輪場の南口に設置を考えられている途中でマスコミの報道があったのか、それともマスコミの報道を起点に、それをトリガーとして事業計画をされたのか。ちょっとその辺もう少し時系列的に、この駐輪場設置に至った経緯という、そういうのを教えていただけないかと思います。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

ただいまの狩野議員の御質問、特にマスコミ等の取り上げられたというところで、新聞報道は3月にございましたが、その時系列、それがどちらが先だったかということだと思います。

先ほど部長からの答弁のあったとおり、昨年11月末に民間の駐輪場が南口閉鎖となりました。それを受けて、主に広島市南区にお住まいの方だとは思いますが、そういった、困っているとかという声は確かにございました。実際、新聞報道は3月ですが、その前にデジタル版というインターネット系の新聞では2月には出ていたんですけども、私たちもう年が明けた段階で、実際、困っておられる方も複数いらっしゃるということから、整備に向けて水面下で動いて対応しておりました。

一つには、空き場所がないか。駐輪場を整備するにしても、区画整理事業の事業用地を当てにした対応ということなので、あくまでも臨時的なものという考え方の下、

関係課とも協議をしたので、どちらかというところ、マスコミに上げられたというよりも、それ以前に住民の声というのをあつたことから、私たちは動き始めたという次第です。以上です。

○議長（力山 彰君） 17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番狩野です。ありがとうございます。先に既に行政が動いておられたということです。

何でこういうことを聞いたかと言いますと、ちょっと私の周りの人、今度から困ったことがあつたら議員じゃなしに、新聞社に言ったほうがいいんじゃないかといって、ちょっと冗談交じりに言われたりして、我々というか、私自身、そういう住民の声を拾い上げられなかったのかなということで、ちょっとどういう経過を辿ったのかというのを知りたくて質問させていただきました。ありがとうございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

6番梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） すみません。私もちょっと勉強不足でよく分からないんですけど、この機械式というのは、もう昔はシルバーの方がずっと管理しておられましたけど、もうそういう人は全然つかないということなんですかね。機械だけ置いてあると。どうなんかな。ゲートがあるんかな。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

ただいまの梶川議員の御質問についてお答えいたします。

分かりやすく言えば、今、向洋駅の北口に駐輪場を整備しているんですが、既に機械式ゲートで、入り口にプリペイドカードを取って100円、自転車の場合はお支払いというのを既にしてしておりますが、実際には、朝の時間帯、7時から8時、9時の段階ではどうしても混雑してしまうということから、北口でもその朝の時間帯はシルバーの方に整理等を行っていただいているところです。

このたびも南口を整備するに当たり、後の予算の関係でも出てくるんですが、業務委託ということで、朝の時間帯はシルバーの方に対応していただいて、自転車を並べたりとか、倒れた自転車を起こすとか、そういった人の手によるものも一応、考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

4 番森本議員。

○4 番（森本将文君） 4 番森本です。

今回、伺いたいのがお金の払い方についてなんですけど、北口と同じような方式というお話だったんですけど、北口ですと、多分、恐らく日をまたいだタイミングで料金が切り替わるようになっているんじゃないかなと。

ですので、例えば夜勤に使っている方が昼と同じぐらいの時間、8 時間止めているとすると、昼で100 円で済むのに、夜、夜勤で来た人は200 円払わないといけないうような状況になっているんですけど、これは南も同じような状況になってしまうのかというのを教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（倉崎誠一郎君） 自治振興課長兼職次長です。

ただいまの森本議員の御質問、北口にあるやり方を踏襲して南口も同じような取扱いになるのかということなんですけど、今から、それこそ一般競争入札ということで相手方業者を選定という話になるかと思えます。

過去これまで、日をまたぐことで100 円で済むところが200 円で困ったという方も中にはいらっしゃいましたが、逆に言えば、日中は、それこそ朝から夜の11 時59 分までであれば100 円と。ですから、そういった声もありますので、今度、今回これをするに当たり、どういった方法がいいかというのは、いま一度、考えさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第7、第23号議案、令和7年度府中町一般会計補正予算(第1号)を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第23号議案 令和7年6月20日提出。

令和7年度府中町一般会計補正予算(第1号)。

令和7年度府中町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,120万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224億6,724万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(増田康洋君) 財務部長です。

第23号議案、令和7年度府中町一般会計補正予算(第1号)について、補足して説明いたします。

それでは、第1条「歳入歳出予算の補正」について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

7ページをお願いします。

歳入です。

款 使用料及び手数料、項 使用料、目 総務使用料、駐輪場使用料は、歳出・総務費に補正計上しています放置自転車等対策事業の特定財源で、129万7,000円の増額補正です。先ほど議決いただきました、向洋駅南口自転車等駐車場の設置に係り、本年12月から来年3月まで、月約3,000台の利用を見込んでいます。

款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金、障害者総合支援事業費補助金は、歳出・民生費に補正計上しています障害福祉サービス事業の特定財源で、補助率2分の1、213万4,000円の増額補正です。

次に、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、歳出・民生費に補正計上しています福祉事務所一般事務事業の特定財源で、補助率2分の1、81万4,000円の増額補正です。

款 財産収入、項 財産運用収入、目 利子及び配当金、財政調整積立基金利子収入は、1,564万9,000円の増額補正です。財政調整積立基金については、歳計現金の不足に伴う繰替運用を行う以外、そのほとんどを定期預金として運用していますが、昨今の預金利率の高まりを受け、当初予算時を上回る利率により、預入れを行っている状況を踏まえた補正となっています。

次の減債基金利子収入も同様の理由によるもので、248万円の増額補正です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要となる一般財源を繰り入れるもので、3,193万2,000円の増額補正です。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、宝くじコミュニティ助成金（自治振興課）は、歳出・総務費に補正計上しています地域コミュニティ活動支援事業の特定財源で、40万円の増額補正です。

次に、宝くじコミュニティ助成金（消防本部）は、歳出・消防費に補正計上しています消防団活動事業の特定財源で、80万円の増額補正です。

宝くじコミュニティ助成金は、どちらも一般財団法人自治総合センターから助成率10分の10の採択を受けたものです。

款 町債、項 町債、8ページに参ります。目 総務債、放置自転車等対策事業債は、歳出・総務費に補正計上しています放置自転車等対策事業の特定財源で、充当率75%、450万円の増額補正です。

目 教育債、小学校教育振興一般事務事業債は、歳出・教育費に補正計上してあります小学校教育振興一般事務事業の特定財源で、充当率90%、1,260万円の増額補正です。

次に、中学校教育振興一般事務事業債は、歳出・教育費に補正計上してあります中学校教育振興一般事務事業の特定財源で、充当率90%、860万円の増額補正です。

9ページ、歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、地域コミュニティ活動支援事業は、地域住民の親睦を深めるため、子どもたちを対象にレクリエーション事業を実施する鹿籠上町内会に対し補助を行うもので、町内会地域活動促進事業補助金40万円の増額補正です。

目 財産管理費、財政調整積立基金積立金事業は、先ほど歳入で御説明した利子収入を同額積み立てるもので、財政調整積立基金利子積立金1,564万9,000円の増額補正です。

次に、減債基金積立金事業も同様に積み立てるもので、減債基金利子積立金248万円の増額補正です。

目 生活安全対策費、放置自転車等対策事業は、向洋駅南口自転車等駐車場の整備費及び運営に係る事務費1,020万3,000円の増額補正です。現時点で予定している設置期間は本年12月から令和10年度末までで、自転車、バイク等約110台の駐車を想定しています。現在、運営している北口と同様の機械式ゲートで、委託業者が24時間受付対応を行いますが、混雑時には人員配置を予定しております。

10ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、福祉事務所一般事務事業は、生活保護システム改修委託料162万8,000円の増額補正です。生活保護被保護者調査の調査項目の変更等や、生活扶助基準の見直しに対応するため、システム改修を行うものです。

目 障害福祉費、障害福祉サービス事業は、障害者自立支援システム改修委託料426万8,000円の増額補正です。全国の訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムに不具合が発覚し、現在、改修が進められているところですが、本町も同様に必要なシステム改修を行うものです。

11ページです。

款 衛生費、項 保健衛生費、目 環境総務費、低炭素型社会づくり推進事業は、300万3,000円の増額補正です。住宅用省エネ推進設備設置補助金は、当初予算100万円を早くも上回る申請状況であることから、158万円を増額するものです。

宅配ボックス設置費補助金は、個人住宅専用の宅配ボックスのみを対象に50万円を当初予算に計上していましたが、事業開始に当たり、集合住宅の共用宅配ボックスも対象としたこと、また申請状況も盛況であることから、142万3,000円を増額するものです。

目 母子保健費、会計年度任用職員報酬等事業（ネウボラセンター事業）は、職員の育休代替として、保健師の会計年度任用職員を任用するもので、235万7,000円の増額補正です。任用期間は来月中旬から今年度末までを予定しています。

12ページです。

款 土木費、項 都市計画費、目 公共下水道費、下水道事業会計負担金事業は下水道事業会計の補正に伴い必要となる一般財源を負担するもので、下水道事業会計負担金1,673万2,000円の増額補正です。

13ページです。

款 消防費、項 消防費、目 非常備消防費、消防団活動事業は、消防団の訓練や地域での防火教室等において活用するため、イージーアップテント3台を購入するもので、業務用備品89万円の増額補正です。

14ページです。

款 教育費、項 小学校費、目 教育振興費、小学校教育振興一般事務事業は、教育振興用備品1,405万円の増額補正です。令和2年度に購入した教師用の学習系端末について、ウィンドウズ10のOSサポートが本年10月に終了することから、131台をウィンドウズ11へ更新するものです。

15ページです。

項 中学校費、目 教育振興費、中学校教育振興一般事務事業は、小学校と同様の理由により89台を更新するもので、教育振興予備品954万6,000円の増額補正です。

続いて、第2条、地方債の補正について、第2表 地方債補正により説明をいたし

まして。

戻りまして、4ページをお願いいたします。

追加です。

起債の目的と限度額は、放置自転車等対策事業債が450万円、小学校教育振興一般事務事業債が1,260万円、中学校教育振興一般事務事業債が860万円です。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりで、いずれも当初予算の他の事業債と同様です。

補足説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は歳出から、ページごとに行います。

9ページの歳出について、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて、10ページで質疑ございませんか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 障害者自立支援システムの改修委託料、全国の訪問系の何か不具合という言われ方をして、システム改修ということですが、このシステム自体は町のシステムですよね。その不具合は何があって、どういう影響だったのか。府中町だけで400万円もかかるということは、これ全国的には何億か何十億かということになるんだろうと思うんですけども、これはさっきの財源でいうと、どうだったかな、すみません。その不具合の中身と影響とその財源について教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長です。

先ほどの田中議員の御質問でございますが、このたびの改修は、令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定において、事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードが設定された単位数とは異なることが分かり、その請求支払い額が、もともと規定された単位になるのがなくなって、請求に過不足が生じるということが発覚しました。

そのため、改修後の本来の報酬単価に戻すため、新たにサービスコードを確定します。それは私どもの町でも審査システムが保有しておりますので、その審査システム

を改修するための補正予算となっております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質疑ありますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） すみません。だから、システム自体は訪問系のほうの事業者のほうを使うシステムに不具合があったけども、町が持つほうのシステムに影響があるから、こっちも直さないけんということなんですか。

それと、その責任は町のシステム側になるんですか。それで、財源ですけども、その責任の在りかと財源のどこが出すんかとの関係も教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長兼職次長。

○福祉保健部次長兼福祉課長（箱田進一君） 福祉課長兼職次長でございます。

今回の報酬改定に伴う単価自体は国が定めた単価でございます。この単価を事業所及び町のほうの審査の単価で審査をするものでございますが、事業所が請求されるものと町で審査をするシステムについての影響があったということでございますので、もともとでいきますと、この設定のコードを指定した国から当初もらっていたコードで請求していたんですが、それが違っていたということが国から示されましたので、全国の事業所または市町のシステムの改修を行うというものになっております。

このたびは補助率2分の1、補助金の請求はできますが、先ほど申し上げたように、国が定めたもの、誤っていたということで、市町の負担をすることについては、一応、国のほうに問合せをさせていただきました。その回答としては、一応、国としても負担については検討はしましたが、市町でも負担をしてもらうという回答をいただいております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、続いて、10ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて、11ページでございます。

質疑ございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 住宅用の省エネ設備等宅配ボックス人気ということで、いいなと思います。実際これ、4月からどの程度応募というか、申請があったんでしょうか。何か宅配ボックスを見ると、当初予算の3倍増ぐらいの補正ということになるんだろうと思うんですが、それぞれの事業の人気ぶりをちょっと教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。

まず、省エネ推進設備設置補助金につきましては、5月末の段階で、合計で15件で、もうほぼ100万円に達しております。当初予算に関しましては14件、100万円の予算を見込んでおりました。

もう1件、宅配ボックス設置費補助金でございますが、これは当初予算で25件、50万円の当初予算を見込んでおりましたが、今、5月末の時点で、戸建て住宅20軒で、まず26万円、集合住宅のほうの補助金で2件、23万円の合計49万円の申請がございます。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて、12ページでございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて、13ページでございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて、14ページでございますか。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番狩野です。

次にも関係するんですけど、パソコン更新されるということで、全部合わせて220台のパソコンを更新されることになると思うんですけど、その古いパソコンというのは無償で引取りとか、逆に持ち出し、お金を払っての引取りとか、ちょっとその辺、古いパソコンをどうなるのか。ちょっとその辺、教えてください。

○議長（力山 彰君） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。

狩野議員の御質問にお答えいたします。

今、使っているもの、更新を予定しているものは、教師用の学習のパソコンでございます。これは教員がそれぞれ授業の研究をしたりとか、そういったものを使っておりますので、基本、これは個人情報等は入っていないんですけれども、基本的には再利用等は考えておりません。

というのは、今のがウィンドウズ10のものでございまして、ウィンドウズ11にアップグレードできないということから、今後のセキュリティ上、使用ができないというふうに認識しておりますので、更新した古いパソコンについては再利用は考えておりません。

以上です。

○議長（力山 彰君） 17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番狩野です。

その古いパソコンは業者が引き取ることになると思うんですけど、私がちょっと聞きたかったのは、すみません、質問が悪かった。引き取ることに際して、お金を払って引き取ってもらうのか、逆に引き取ってもらうことによって購入していただけるのか。ちょっとその辺、プラス・マイナス・ゼロで単純に無償で引き取ってもらうか。その辺がどういうことになっているのかなというのが知りたかったんです。

○議長（力山 彰君） 学校教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。

今、予算計上させているものの中には、引き取ることによって、例えばお金を、どう言うんですか、売払いの部分といったものは含んでおりませんので、特段、費用がそれに対してというものは、今、計上していないところでございます。

○議長（力山 彰君） 持ち出しの金があるのかどうか。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 失礼いたしました。

引取りに対する負担はございません。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 今の件ですけども、これ補正で、そうやって買い換えるいうことですが、先生たちのパソコン、これ5年間で補正で買い換える。長期的にはどういう更新の見通しみたいなのがあるんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育課長兼職次長。

○教育次長兼学校教育課長（宍田 貴君） 学校教育課長兼職次長です。

田中議員の御質問にお答えいたします。

教員のパソコンというものが、基本的には授業を受け持つ職員、教職員が必要になっているところがございますので、計画的に更新をしていくことにはなろうかと思えます。

また、これについては、パソコンの耐用年数等々を見ながら、今、計画しております第5次総合計画の中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて、15ページで質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、続いて、歳入について質疑を行います。

少し戻って、7ページから8ページの歳入について、一括で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、4ページに戻って、地方債補正で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

討論あるんですか。賛成討論ですね。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。

賛成討論ですが、この補正承認するに当たって、やっぱりさっきの1点ってちょっと気になるんですよね。以前からやっぱりシステムの改修費とかシステムの構築費というのは、どうしても自治体なりにとっては、やはり分からない、分からないと言ったら失礼ですけども、ある程度は言われたなりをそのままこちらで負担せざるを得な

いことが多いわけですが、今回の補正の中で、先ほどもちょっと質問しましたけれども、障害福祉系のシステムで、国の責任で不具合があったシステムを何百万円も直すのに、国は半分しか面倒見てくれんで、半分は町で面倒みんさいやと。これはそうせざるを得んのかどうか分かりませんが、システムというものは、やっぱり国がもともとのものをつくって、そうやって全国一斉にいろんな仕組みをつくって、押しつけると言ったら失礼ですけど、これでやりんさいということになっとるわけですから、不具合ぐらいは責任をやっぱりちゃんとしていただきたいと思います。

これ否決したら、それはそれ、直らんようになっちゃいけないので賛成しますけども、こういう個別の、特にシステムに当たっては、地方がやっぱり国に対しても、いや議会でこんな文句出とるでということも言っていただきながら、適正に執行していただくような予算になる、あるいは、借金するにしても、それはきちっと手当てしていただくようにすると。そういうことを望みまして、賛成いたします。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで、昼休憩に入ります。

午後1時から再開をいたします。なお、開会前に申し上げたとおり、直ちに議員共済会総会を第2委員会室において開催しますので、議員の皆さんはタブレットを持って移動をお願いします。よろしくをお願いします。

（休憩 午後 0時02分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第8、第24号議案、令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第24号議案 令和7年6月20日提出。

令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ309万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1,553万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

第24号議案、令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

款 県支出金、項 県補助金、目 保険給付費等交付金、特別調整交付金市町村分は、歳出・総務費に補正計上しています国民健康保険一般事務事業の特定財源で、補助率10分の10、309万2,000円の増額補正です。

7ページ、歳出です。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、国民健康保険一般事務事業は、国民健康保険システム改修委託料309万2,000円の増額補正です。マイナ保険証を保有していない被保険者に対し、資格確認書を交付するためのシステム改修を行う

ものです。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑は6ページと7ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第9、第25号議案、令和7年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

本案についての理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第25号議案 令和7年6月20日提出。

令和7年度府中町下水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条、令和7年度府中町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条、令和7年度府中町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目第1款、下水道事業収益既決予算額14億6,922万4,000円。

補正予定額2,189万円、計14億9,111万4,000円。

支出、科目第1款、下水道事業費用既決予定額14億3,472万3,000円、補正予定額2,189万円、計14億5,661万3,000円。

(資本的収入の補正)

第3条、予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億5,234万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,515万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億2,719万6,000円を、資本的収入額か資本的支出額に対し不足する額5億4,544万9,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,515万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億2,029万6,000円に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目第1款 資本的収入既決予定額7億2,591万9,000円、補正予定額690万円、計7億3,381万9,000円。

(企業債の補正)

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)

下水道事業既決予定額4億1,190万円、補正予定額690万円、計4億1,880万円。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

財務部長。

○財務部長(増田康洋君) 財務部長です。

第25号議案、令和7年度府中町下水道事業会計補正予算(第1号)について、補足して、説明いたします。

それでは、第2条収益的収入及び支出の補正及び第3条資本的収入の補正について、補正予算説明資料の予算実施計画明細書により説明をいたします。

8ページをお願いします。

(1) 収益的収入及び支出です。

収入です。

款 下水道事業収益、項 営業収益、目 雨水処理負担金、雨水処理にかかる一般

会計負担金は本補正予算に伴い、必要となる収益として、一般会計からの負担を受けるもので、1,673万2,000円の増額補正です。

項 営業外集計、目 補助金、大規模下水道管路特別重点調査等事業は、支出・下水道事業費用に補正計上しています雨水管渠点検調査業務委託料の特定財源で、補助率2分の1、515万8,000円の増額補正です。

支出です。

款 下水道事業費用、項 営業費用、目 管渠費は、2,189万円の増額補正です。本年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路に起因する道路陥没事故を受け、本町において、主要道路下、管径2メートル以上の大規模な管渠、約2.4キロメートルについて緊急点検を実施したことに関しては、2月の全員協議会で御報告したところです。今般さらなる調査について国から要請があったことから、雨水管渠点検調査業務委託料1,150万円を補正計上するものです。

今回は管径2メートル以上、かつ敷設後に30年以上経過している全管渠が対象であり、調査延長は約3キロメートルとなります。

次に、2月の調査で発見した劣化・破損箇所の補修を行うため、雨水管渠緊急補修工事費1,034万円を補正計上するものです。

(2) 資本的収入です。

款 資本的収入、項 企業債、目 企業債、節 大規模下水道管路特別重点調査事業債は、今回の全国的な調査に係り創設された起債で、690万円の増額補正です。補助事業の補助金充当残額を対象としており、充当率は100%です。

戻りまして、2ページをお願いします。

続いて、第4条、企業債の補正です。

町長の提案説明にもございましたが、再度、御説明をさせていただきます。

起債の目的は、下水道事業既決予定額4億1,190万円、補正予定額690万円、計4億1,880万円です。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、一括で質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第10、第26号議案、府中町職員定数条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第26号議案 令和7年6月20日提出。

府中町職員定数条例の一部改正について。

府中町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由ですが、救急件数の増加等に対応するための消防体制を確保するとともに、職員の働き方改革を推進するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長(谷口充寿君) 総務企画部長です。

第26号議案、府中町職員定数条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第26号議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

救急件数の増加等に対応するための消防体制を確保するとともに、職員の働き方改革を推進するため、条例の一部を改正するものです。

社会的な高齢化の進展を背景に、救急出動件数が令和6年実績で、2,790件と過去最多を更新しました。さらに、近年における台風や豪雨などの自然災害の激甚化、

定年延長制度の導入による職員の高齢化、育児・介護休業制度の拡充など、近年、消防を取り巻く環境は著しく変化しております。

このような状況においても、安全で安定的な消防力の確保と職員の働き方改革を推進するため、条例を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

(1) 消防本部の職員の定数を5名増員し、現行57名から62名にします。これにより、出動業務に当たる隔日勤務職員の総数(配置数)を43人から48人にし、1日ごとに交互勤務を行う第1消防隊と第2消防隊、それぞれを1当務当たり14人から15人に増員させ、安定的な隔日勤務体制を確保します

(2) 育児休業をしている職員を定数の外に置くことができる規定を設けます。これは消防職員に限定されるものではありませんが、育児休業を取得する職員の増加や近隣自治体の同条例の整備状況を考慮し、育児休業を行う職員を定数の外に置くことができる規定を設けます。これにより、育休代替職員を確保しやすい体制を整備し、職員の育児休業取得を促進します。

3、施行期日等です。

(1) 施行期日は、今年度中の人員補充も見据え、公布の日としています。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長(力山 彰君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

6番梶川議員。

○6番(梶川三樹夫君) ぎりぎりの人数でやっておられて、これだけ増えるということとはすごくすばらしいことであるし、良いことだと思っております。

しかし、現場いろいろ聞きますと、もうどんどん救急は増えるし、まだ足りないんじゃないかなという思いがありますので、今後とも、また人員の確保、増員をお願いしたいという要望も込めて、賛成したいと思っております。

○議長(力山 彰君) ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第 11、第 27 号議案、府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 27 号議案 令和 7 年 6 月 20 日提出。

府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について。

府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、消防組織法第 45 条第 1 項の規定に基づく緊急消防援助隊として、本町以外の区域に派遣されて行う災害応急対策業務に従事した消防職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

第 27 号議案、府中町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、補足して説明いたします。

第 27 号議案参考資料をお願いいたします。

1、改正の趣旨です。

消防組織法第 45 条第 1 項の規定に基づく緊急消防援助隊として、本町の区域外に派遣されて行う災害応急対策業務に従事した消防職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

消防組織法に基づく「緊急消防援助隊」とは、被災地の消防力だけでは対処できな

い大規模災害等において、被災地等からの要請を受けて派遣される各都道府県の消防本部などによる応援部隊のことです。

「緊急消防援助隊」は、避難指示エリア等の危険な区域を含む苛酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事します。こうした活動の特殊性を評価し、類似の活動に従事している国家公務員や警察職員との待遇面での均衡を図るための新たな区分を創設するものです

2、改正事項の概要です。

消防職員が「緊急消防援助隊」として、本町以外の区域に派遣されて行う災害応急対策業務に従事したときは、作業に従事した日1日につき、2,160円を超えない範囲内で特殊勤務手当を支給します。具体的な金額は、国家公務員の同種の特殊勤務手当の支給額に準じ、1日当たり1,080円を支給します。

また、立入禁止等の措置がされた区域など著しく危険と認める区域で行われた活動に対しては、1,080円を加算した1日当たり2,160円を支給します。

3、施行期日等です。施行期日は、公布の日とします。ただし、本年3月に本町の消防職員が「緊急消防援助隊」として派遣された令和7年今治市林野火災における活動についても本特殊勤務手当を支給するため、適用日は今治市への派遣を開始した令和7年3月25日からとしています。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） この改正後の（3）番というところが増えたということで、前回510円だったのが2,160円ということで、1,650円増えたということになるんですけども、今回の四国への災害派遣というか、応援が対象の中に入るということで、大変喜ばしいことだと思っておるんですけども、今までのその災害応援とか災害派遣というのがあった場合はどういうふうに今までされていたのか。その辺をちょっと教えていただきたい。

○議長（力山 彰君） 答弁。

消防総務課長兼職次長。

○消防次長兼消防総務課長（橋本臣彦君） 消防総務課長兼職次長です。

ただいま宮本議員のほうからございました質問でございますが、510円というのは救急救命士の特殊勤務手当になるものでございます。

「緊急消防援助隊」として出動した場合なのですが、そのときの災害対応の状況によって、火災対応であるとか、救急対応であるとか、救助であるとか、防災であるとかというところで、手当の支給金額は変わってまいります。これまでの出動の状況からしますと、東日本大震災であるとか、熊本地震であるとか、あるいは近隣の広島市さんでの災害のほうに出動しておりまして、そちらのほうで救助の手当あるいは救急の手当というものを支給しております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第12、第28号議案、府中町税条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第28号議案 令和7年6月20日提出。

府中町税条例の一部改正について。

府中町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改

正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

第28号議案、府中町税条例の一部改正について、に関し、補足して説明いたします。

10ページ、第28号議案参考資料により説明いたしたいと思えます。

1、改正の趣旨です。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

（1）特定親族特別控除の新設に伴う改正です。

ア、個人の町民税において特定親族特別控除を新設し、納税義務者が特定親族（19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の者）を有する場合は、45万円（特定親族の合計所得金額に応じて3万円まで段階的に減額）を控除するものです。いわゆる103万円の壁対策として、大学生年代の子等に係る新たな控除制度を創設するもので、就業調整の幅が広がることが期待されるところで

す。

これによる町の影響額ですが、特定親族が所得金額58万円を超過するデータを町が保有しておらず、試算は困難な状況です。しかし、本改正は控除の拡大措置であることから、一定の調定減は避けられないものと考えています。

イ、特定親族特別控除の新設に伴い、関連する条文を整理するものです。

（2）加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準についての特例です。

加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法を、次のとおりとします。

ア、紙等で巻いた加熱式たばこについては、1本当たりの重量0.35グラムをもって、紙巻きたばこ1本に換算します。

イ、ア以外の加熱式たばこについては、1個当たりの重量0.2グラムをもって、紙巻きたばこ1本に換算します。

加熱式たばこは、紙巻きたばこより税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている

状況を踏まえ、課税方式を見直すものです。

これによる町の影響額ですが、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算に係る積算基礎が現状の届出では示されていないため、試算は困難な状況です。しかし、法改正の趣旨を勘案しますと、一定の調定増は見込まれるものと考えています。

3、施行期日等です。

(1) 施行期日は、令和8年1月1日です。ただし、2(2)は、令和8年4月1日から施行します。

(2) 経過措置です。

ア、2(1)は令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例によるものとします。

イ、2(2)に関し、令和8年3月31日までに課した町たばこ税については、なお従前の例によるものとします。

ウ、2(2)を段階的に適用するため、令和8年4月1日から令和8年9月30日まで、換算方法の経過措置を設けているものです。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長(力山 彰君) ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番宮本議員。

○14番(宮本 彰君) 14番宮本です。

特定親族が新たに創設されたということなんですけども、今まで扶養していたのにプラスして、この控除はプラスになるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長(力山 彰君) 答弁。

税務課長兼職次長。

○財務部次長兼税務課長(藤田正明君) 税務課長です。

先ほどの質問についてですけれども、例えば子どもが所得がなくて非課税の方については、今までも控除はありました。ただ、103万円を超えて150万円とか、一定の収入がある方については控除がなかったので、今回、控除を適用して、より一層、大学生さんもアルバイトの時間を増やしてもらおう。そういうことも考えての新たな改正になっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第13、第29号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第29号議案 令和7年6月20日提出。

府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について。

府中町地域の公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、

地域の公園内での行商、募金、出店、その他の許可行為の使用料について、許可行為ごとに使用料を定めるため、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は、建設部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。

府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について、補足して説明いたします。

なお、事前に申し上げますが、公園関係の条例改正が本議案と第30号議案の府中町水分峡森林公園設置及び管理条例の一部改正及び第32号議案の府中町都市公園条

例の一部改正の計3件でございますが、公園内での行商、出店、競技会、集会等の許可行為について新たに使用料の区分を設け、適正な使用料を徴収するなどの改正趣旨及び新たに設ける使用料は広島市公園条例を参考に見直しを行うことは、いずれの条例も同様でございます。

それでは、6ページ、第29号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

地域の公園内での行商、募金、出店、その他の許可行為について、適正な使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

現行条例には公園内での許可行為の使用料に関する規定はなく、府中町行政財産の使用料に関する条例により算出した額を使用料としていますが、出店やイベントなどで公園を使用する場合の使用料が近隣市町と比べ非常に安価となっていることから、適正な額とするため、許可行為ごとに使用料を定めるものです。

2、改正事項の概要です。

許可行為ごとに使用料を定めるものです。

参考資料の別表第2では、現行と改正後の使用料を比較して記載をしております。

区分「行商、募金、出店、その他これらに類するもの」及び区分「競技会、集会、展示会、署名運動、その他これらに類するもの」について、改正後条例の別表第2では1平方メートル当たり1日につきを単位として規定していますが、参考資料では改正前後の使用料を比較するため、現行の使用料、府中町行政財産の使用料に関する条例の単位100平方メートル当たり1日につきに合わせて、使用料の額を記載しています。

区分「行商、募金、出店、その他これらに類するもの」については、100平方メートル当たり1日につき、使用料は現行774円から2万円に改定し、19,226円の引上げとなります。例えばキッチンカーが10平方メートルを8時間使用した場合で比較しますと、現行では416円、改正後では2,000円となり、1,584円の引上げとなります。

区分「競技会、集会、展示会、署名運動、その他これらに類するもの」については、100平方メートル当たり1日につき、使用料は、現行774円から4,000円に改定し、3,226円の引上げとなります。

区分「業として写真を撮影するもの」及び「業として映像を撮影するもの」につい

ては、1人1日につき、それぞれ使用料640円と1万3,200円とするものです。

区分「その他、地域の公園の一部を独占して使用し、又は占用するもの」については、「府中町行政財産の使用料に関する条例」別表に規定する使用料に相当する額とするものです。

3の施行期日等です。

施行期日は、令和7年7月1日であり、この条例の施行日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例によります。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

12番山口議員。

○12番（山口晃司君） 12番山口です。

利用料、使用料が上がるということで、ちょっと混乱があったらいけないので、恐らく利用する団体によっては減免があると思うんですけど、その減免がある団体を教えていただけたらと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設次長。

○建築部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。

ただいまの質問に答弁いたします。

町の機関や町内会などの団体が公益のために地域の祭りですとかイベント集会等で使用する場合は、これまでのとおり、使用料は減免となります。

以上です。

○議長（力山 彰君） 12番山口議員。

○12番（山口晃司君） 商工会とか観光協会とかいろいろあると思うんですけど、もうちょっと詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

維持管理課長兼職次長。

○建築部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。

団体なんですけれども、公益のためであれば、使用料のほうは減免となります。これまでも減免はされているかと思います。

今回の改正につきましては、その減免対象が変わるわけではございませんので、これまでのとおり、使用料の減免となります。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 宮本です。

ちょっと私の見方が悪いかどうか分からないんですけども、地域の公園ということで、公園の大きさがどのぐらいのものが対象になってくるのかというのがちょっとよく分からないんですけども、その辺をちょっと教えていただきたい。

○議長（力山 彰君） 答弁。

維持管理課長兼職次長。

○建築部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。

公園の大きさにかかわらず地域の公園として町で管理している公園はこの条例の対象となります。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 14番宮本です。

普通、子どもが遊んでいる公園がありますよね。ああいう公園もみんな対象になっているということでいいんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

○建築部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。

都市計画公園以外の公園となります。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） すみません。今までのお二人の質問の趣旨としては似とるんですが、くどいようなんですけども、地域ではいろんな実情に応じて、いろんな団体が利

用しておりますし、それは地域の活動であって、突き詰めて公益のためかとかどうかということなしに、地域のために、皆さんそれぞれ利用しとるのが実態だろうと思います。条例ができたからといって、時々、意地悪な人が「条例ができたんだから、あいつらから銭取れや」とか、あるいは、「あそこ、ちゃんと占用許可出とんか」とか、実施にもこれまでも似たような例ありましたけれども、そういう指摘が来ることもありますけれども、そこは情勢に応じて、あるいは社会の良識とか地域の実情に応じて、この条例を厳密に適用するのか。そこは緩やかに適用するのか。そこはこれまで良識と地域の実情に応じて判断していただきたいと思います。そこを最も恐れるのが、それぞれの地域でありますし、特にさっきの都市公園でなくて、地域の公園では微妙な活動もせつせと行われておりますので、そこは格段の、確約とまでは言いませんけれども、そういうものがあると信じておるといふことでよろしいですよ。

○議長（力山 彰君） 答弁。

維持管理課長兼職次長。

○建築部次長兼維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長兼職次長です。

地域の公園といいますと、地域に根差した、家の近くにある公園となります。それで皆様の行事とか、そういったお祭りとか、そういったことに関してはやはりこれまで使用料を減免させていただいておりますので、今後につきましても減免するという事で、変わることはございません。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第14、第30号議案、府中町水分峡森林公園設置及び管理条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第30号議案 令和7年6月20日提出。

府中町水分峡森林公園設置及び管理条例の一部改正について。

府中町水分峡森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。府中町水分峡森林公園内での行商、募金、出店、その他の許可行為について適正な使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、町民生活部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。

府中町水分峡森林公園設置及び管理条例の一部改正について、補足して説明します。  
第30号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

府中町水分峡森林公園内での行商、募金、出店、その他の許可行為について適正な使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

詳細については、第29号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正と同様です。

2、改正事項の概要です。

（1）公園内で行商、出店等の行為を行う場合の許可申請に関する規定について、項目を追加しました。

（2）許可行為ごとに使用料を徴収するための規定を新たに整備しました。

区分「行商、募金、出店、興行その他これらに類するもの」については、1平方メートル当たり1日につき、使用料200円、区分「競技会、展示会、集会、その他これらに類するもの」については、1平方メートル当たり1日につき、使用料40円と

し、区分「業として写真を撮影するもの」及び「業として映像を撮影するもの」については、1人1日につき、それぞれ640円と1万3,200円とするものです。

区分「その他、森林公園の一部を独占して使用し又は占用するもの」については、府中町行政財産の使用に関する条例の別表に規定する使用料に相当する額とするものです。

なお、これらの使用料の額は、今回、改正いたします3件の公園関連条例で同じ額としています。

(3) 使用料を徴収することに関し、使用料の減免等の所要の規定を整備しました。

3、施行期日等です。

施行期日は、令和7年7月1日ですが、この条例の施行日前に受けた許可に係る使用料については、なお従前の例によります。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番狩野です。

ちょっと確認なんですけど、先ほどの29号議案との比較で、29号議案では100平方メートル当たりという単位だったんですけど、使用料が。今回、この水分になったときに、今度、1平方メートルに変わっているんですよ。それはその公園と水分の場所で単位の違いというのは、何でそういう単位を変える必要があるのか。合わせりゃいいんじゃないかと思うんですけど。その理由を教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。

まず、水分峡森林公園の条例改正の別表に当たるんですけど、こちらに書いてある。水分峡森林公園、もともと従前が府中町行政財産の使用料の別表を用いていたので、従前の条例の規定がないというところで、今1平方メートル当たり1日につき200円とか40円という形にさせていただいております。

地域の公園自体も、条例の別表は同じような1平方メートル1日につき200円とか40円となっているんですけど、地域の公園、もともと幾らか条例の中に規定があっ

たもので、それが元が1日100平方メートル当たり1時間につきとかというような形になっておりましたので、地域の公園は従前の例と比べるために参考資料の中ではそういう形にしているんですけど、水分峡森林公園の条例につきましては、1平方メートル1日につきという記載に、従前の例がないので、このような別表そのままの記載としております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第15、第32号議案、府中町都市公園条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第32号議案 令和7年6月20日提出。

府中町都市公園条例の一部改正について。

府中町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、公園内での行商、募金、出店、その他の許可行為の使用料について、許可行為ごとに使用料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、建設部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。

府中町都市公園条例の一部改正について、補足して説明いたします。

12ページ、第32号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

都市公園内での行商、募金、出店、その他の許可行為について適正な使用料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

詳細については、第29号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正と同様です。

2、改正事項の概要です。

（1）許可行為ごとに使用料を定めるものです。

参考資料の別表第2では、第29号議案、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正と同様に、現行と改正後の使用料を比較するため、100平方メートル当たり1日につきを単位とした使用料とします。

区分「行商、募金、出店、興行、その他これらに類するもの」については、100平方メートル当たり1日につき、使用料は、現行774円から2万円に改定し、1万9,226円の引上げとなります。

区分「競技会、展示会、集会、その他これらに類するもの」については、100平方メートル当たり1日につき、使用料は、現行774円から4,000円に改定し、3,226円の引上げとなります。

区分「業として写真を撮影するもの」及び「業として映像を撮影するもの」については、1人1日につき、それぞれ640円と1万3,200円とするものです。

なお、これらの使用料の額は、今回、改正いたします3件の公園関連条例で同じ額としております。

（2）公園施設を設置及び管理する場合の使用料を改定するものです。

公園施設を設ける場合及び公園施設を管理する場合について、現行の使用料は、府中町行政財産の使用料に関する条例により、1年につき使用する土地の適正な評価額に1000分の3.3を乗じて得た額の12か月分としていますが、公園施設を設ける場合は、使用する土地の適正な評価額に100分の2を乗じて得た額に、公園施設

を管理する場合は、建物の適正な評価額に100分の10を乗じて得た額に、使用する土地の適正な評価額に100分の2を乗じて得た額を加算した額に改定するものです。ただし、これにより難しいものについては、別に町長が定める額とするものです。

公園を占用する場合は、現行のとおり、府中町道路占用料徴収条例別表に規定する占用料に相当する額としています。

3、施行期日等です。施行期日は、令和7年7月1日であり、この条例の施行日前に受けた許可に係る使用料及び施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によります

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで、休憩を取りたいと思います。

再開は2時10分。休憩。

（休憩 午後 2時00分）

（再開 午後 2時10分）

○議長（力山 彰君） 全員そろわれておりますので、休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第16、第33号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第33号議案 令和7年6月20日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、条例で定める契約を締結するためということでございます。

補足説明は、教育部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

第33号議案、工事請負契約の締結について、補足説明します。

第33号議案参考資料を御覧ください。3ページです。

工事名は、府中北小学校校舎・屋内運動場改修工事。

工事場所は、府中町清水ヶ丘23番1号、府中北小学校です。

契約金額は、2億2,018万7,000円、契約の相手方は、広島市西区竜王町5番15号、宮本塗装工業株式会社です。

仮契約日は令和7年5月1日、工期は議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月31日までとしております。

工事概要につきましては、第33-1号議案参考資料、工事概要説明書を御覧ください。5ページになります。

本工事は、公共施設維持保全事業として、府中北小学校の校舎と屋内運動場について、屋根・外壁の全面的な改修を行うものです。

工事対象の校舎は、昭和56年建築の鉄筋コンクリート造4階建てで、延べ面積5,068平方メートルです。屋内運動場は昭和57年建築の鉄筋コンクリート造、屋根・鉄骨造の2階建てで、延べ面積1,061平方メートルで、渡り廊下も含まれます。

主な工種ですが、外壁につきましては、躯体の劣化改修後、防水型複層塗装を行い

ます。屋根につきましては、校舎のむね瓦を改修し、そのほか、不良瓦について交換します。屋内運動場の屋根につきましては、塗膜防水後、トップコートを遮熱仕様とされています。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） すみません。この際だから、一つ教えてください。

府中北小学校の屋根は瓦になっとなって、近隣では珍しいんですけども、この方式は維持補修とかこういう場合に有利なのか、不利なのか。今後、ひょっとしてこれ替える必要があるのかどうか。教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育総務課主幹。

○教育総務課主幹（長岡広憲君） 教育総務課主幹です。

先ほどの田中議員の質問にお答えします。

府中北小学校の屋根は日本瓦でして、日本瓦は今回、トップ部分は交換しますけれども、その他の部分は状況を判断しながら、悪いところだけ交換します。今、北小学校につきましては、建築後44年ほど経過しておりますが、今の屋根につきましては、日本瓦のため、まだ使えるものもありますので、その辺は普通の、ほかの瓦と比べれば頑丈なんではないかと思われます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 日本瓦か洋瓦かの違いもあるかと思うんですが、瓦屋根そのものも結構、珍しいんじゃないかと。この瓦屋根構造の学校校舎というのが維持補修にとってどうなのかと。教えていただければ。参考には。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育総務課主幹。

○教育総務課主幹（長岡広憲君） 教育総務課主幹です。

日本瓦自体が維持管理自体はほかの瓦と比べれば、耐用年数も長くて、維持管理し

やすいと考えられます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第17、第34号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第34号議案 令和7年6月20日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、条例で定める契約を締結するためでございます。

補足説明は、引き続き、教育部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

第34号議案、工事請負契約の締結について、補足説明します。

第34号議案参考資料を御覧ください。3ページです。

工事名は、府中東小学・府中緑ヶ丘中学校消防設備改修工事。

工事場所は、府中町山田4丁目4番1号、府中東小学校と府中町緑ヶ丘3番18号、府中緑ヶ丘中学校です。

契約金額は7,898万円、契約の相手方は、広島市安佐北区上深川町244番地1、ダン環境設備株式会社です。

仮契約日は、令和7年5月1日、工期は議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月31日までとしております。

工事概要につきましては、第34-1号議案参考資料、工事概要説明書を御覧ください。5ページです。

本工事は、府中東小学校と府中緑ヶ丘中学校の屋内消火栓設備である消火ポンプ・屋内消火栓・消火配管と自動火災報知設備である受信機・感知器の全面的な改修を行います。両校ともに建築後45年以上が経過し、法定点検でも不良が指摘されたために、全面的な更新を行うものです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

7番木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番です。

辞退ばかり十何社あるんですけど、これの何か思いつくことがあれば教えてください。入札で辞退が11社ですよね。これの思いつく原因とか、何かあれば教えてください。お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建築課長。

○建築課長（原田 司君） 建築課長です。

かなり辞退が多いんですけども、今、設備関係というのは、かなりほかの一般の建物なんかも老朽化が進んで、結構、業者さんのほうが忙しいという部分があって、なかなか設備関係の業者さんというのは捕まるのが難しいと。広島市のほうでもかなり不落というのがあるみたいで、今回についても、やっぱりその技術者の確保が困難とか、そういう意味合いでちょっと辞退された業者さんが多いものと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 7番木田議員。

○7番（木田圭司君） それにしても、ちょっとこれ見たらびっくりするような多さなんですけど、そういう辞退されたところに対して何か指導なり、協力なり、ペナルティなり、何かそういうもので何かあるんですか。お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建築課長。

○建築課長（原田 司君） 建築課長です。

この場合、もう入札1社で、1回目で落ちておりますので、その業者からの聞き取りとか、その辺の行為はしておりませんし、実際そのペナルティとかもないと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） その他、質問ございますか。

6番梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） これ、東小と緑中、両方合わせてやっているんですけども、やっぱり両方一遍にやると安くなるのかというメリットがあるんでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建築課長。

○建築課長（原田 司君） 建築課長です。

2校、合わせてやっているんですけども、初めは2校ばらばらでということを考えてたんですが、そういう業者自体がなかなか少ないというところと、一つに合わせたほうが経費的に若干でも安くなるという部分がありまして、今回は1本で出させていただきます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第18、第35号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第35号議案 令和7年6月20日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由ですが、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、条例で定める財産の取得をするものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長(谷口充寿君) 総務企画部長です。

第35号議案、財産の取得について、補足して説明いたします。

第35号議案参考資料を御覧ください。

1、契約の概要です。

財産の表示は、公用車購入一式(マツダ株式会社製CX-80)です。

契約の方法は一般競争入札で、購入金額は、679万7,218円。本年5月21日に仮契約を締結しております。

納入期限につきましては、令和7年8月31日としています。

契約の相手方は、安芸郡府中町鶴江1目25番11号、有限会社古本モータースです。

２、取得財産の明細です。

車種は、マツダCX-80です。

乗車定員は6人、エンジンタイプはプラグインハイブリッドで、オートマチックの四輪駆動車です。排出ガス適合規制または認定レベルは低排出ガス車で、平成30年排出ガス基準50%低減の国土交通大臣認定車です。

この車両は、町長車の更新車両としてプラグインハイブリッド車を導入し、町内地場産業を支援するとともに、公用車の省エネ化を図るものです。

充当財源は、充当率90%、うち交付税措置30%の低炭素型社会づくり推進事業債を見込んでおります。

入札結果表につきましては、次のページに記載しておりますので御参照ください。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

6番梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） 今まで町長さんが乗るような公用車はリースが多かったと思うんですけども、今回、購入されたという何か、マツダを支援しようとかいう意図があるのか、今までリースできたものが何で購入ということになったのか。何か理由があれば教えてください。

○議長（力山 彰君） 総務課長。

○総務課長（梶山睦生君） 総務課長でございます。

梶川議員のただいまの質問に答弁いたします。

これまでリース車両が実際、今、多くございましたが、このたびの町長車につきましては、有利な起債がございました。こちらが返済額の30%が国費充当できるというものでございまして、これが利用できますのが脱炭素といいますか、省エネ化に寄与するということでの起債を利用しておりますので、このたびはこの有利な起債を利用したというところで、調達、購入ということにしております。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） その他、質問の方。ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第19、第36号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第36号議案 令和7年6月20日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、条例で定める財産の取得をするためでございます。

補足説明は、消防長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

消防長。

○消防長(新宅和彦君) 消防長です。

第36号議案、財産の取得について、補足して説明します。

第36号参考資料を御覧ください。

1、契約の概要でございます。

財産の表示は、30メートル級はしご付消防自動車1台、購入1式です。

契約の方法は一般競争入札で、購入金額は2億8,050万円。本年5月28日に仮契約を締結しています。

納入期限につきましては、令和8年3月31日としています。

契約の相手方は、広島市中区舟入南3丁目13番3号、株式会社三葉ポンプです。

2、取得財産の明細でございますが、タイプは30メートル級直進型はしご付消防自動車になります。

機能強化される性能について、一部ですが、説明させていただきます。

まず、現在よりも大量放水が可能となること。

次に、リフタと呼ばれる一度に複数の要救助者を乗せることができる折り畳み式のボックスが、バスケットを外さなくても使用できることで、救出活動の時間短縮や放水をしながら救出が継続できること。

次に、はしご使用中の車体を安定させるためのアウトリガジャッキが片側のみの張り出しで使用可能となるため、今より道路幅員が狭くても、はしごが掛けられること。その他、オートマチックにより、運転の操作性が向上することや資機材が充実強化されることで、従前のはしご自動車よりも安全、迅速に消火・救助活動ができ、要救助者をより安全に救出できるようになります。

最新車両になることで機能が強化され、救出時間の短縮、活動人員の省力化が期待でき、かつ出動対象建物の増加が見込まれます。また、この車両は、緊急消防援助隊への登録を予定していることから、府中町内のみならず、管外の被災地にも出動し、活躍が期待されているところです。

なお、事業の主な財源ですが、充当率100%、交付税措置70%の緊急防災・減災事業債を見込んでいます。

入札結果表につきましては、5ページに記載しておりますので、御参照ください。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番狩野です。

ちょっと教えてもらいたいんですけど、新しい車両が納入されると同時に、現行の車両というのはもうすぐ入れ替わりなんですか。というのが、例えば新しい車両というのは習熟も必要だと思うので、ある一定期間は2台体制になるとかなったときに、はしご車大型なので、置く場所がもし2台になった場合にあるのかなとか。ちょっと

その辺、どのような感じの入れ替わりの仕方をするのか。参考で教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

警防課長。

○警防課長（瀬戸 剛君） 警防課長です。

先ほどの御質問に対して答弁いたします。

はしご車については、納品、納車されるタイミングで、現行のはしご自動車については持って帰っていただくということになります。狩野議員の言われたように、当然、訓練期間というのが必要になります。その期間中については、広島市消防局のほうに、何かあれば応援に来ていただくということでカバーをしたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

6番梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） これも入札が1件だけなんですけども、ほかには取り扱っていなかったということでしょうか。

○議長（力山 彰君） 財務部次長。

○財務部次長兼財政課長（土井賢二君） 財政課長兼職次長です。はしご車ですが、こちらの特殊な車両ということもあり、そもそも競争入札業者が少ないということが要因として考えられます。また、県内でも同様な事案について応札状況を聞き取りましたが、やはり当町と同じような状態で応札状況ということがあることも確認できました。

そのような状況からも、今回の事案は特に専門性の高い業務や特殊な設備・技術を必要とするという案件で、対応可能な企業が限られていることが1社ということの大きな要因だと思われます。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第20、第37号議案、財産の取得についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長(寺尾光司君) 第37号議案 令和7年6月20日提出。

財産の取得について。

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案の理由でございます。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、条例で定める財産の取得をするためでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長(谷口充寿君) 総務企画部長です。

第37号議案、財産の取得について、補足して説明いたします。

第37号議案参考資料を御覧ください。

1、契約の概要です。

財産の表示は、収納OCR機器購入一式です。

契約の方法は一般競争入札で、購入金額は728万2,000円。本年5月30日に仮契約を締結しております。

納入期限につきましては、令和7年9月30日としております。

契約の相手方は、広島県広島市南区稲荷町2番14号、株式会社ジェイエスキューブ、営業ユニットです。

2、取得財産の明細です。

収納OCR専用スキャナです。

この機器は、各種税金や料金を納付書で収めた際に各種金融機関から役場へ納付があった旨の通知が来ますが、この通知の読み取りをこの機器で行い、その情報を各種税・料の収納システムに取り込むことができるもので、現在ある機器の買替えとなり、会計室へ設置いたします。

入札結果表につきましては、次のページに記載しておりますので、御参照ください。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

14番宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 宮本です。

こういったOA機器の場合は、例えば数年たてば新機種が出てきたりして、機種が替わったりするものなんですけども、今回もこれは購入されるということで、通常、何ですか、サポート契約も含んでのリース料みたいな形になるのが一般企業のほうでの扱い方になるんですけども、ここでなぜ購入になっているのか。その辺をお聞きしたい。

○議長（力山 彰君） 答弁。

情報管理課長。

○情報管理課長（竹林邦彦君） 情報管理課長です。

今、宮本議員からの御質問なんですけど、なぜ今回、一括で購入したかということによろしいかと思うんですが、通常だとリース契約にしております。今までの現行の機種もリース契約だったんですが、リース料率が、当然ながら、今、値上がりしております。現状でありますと、約1割ぐらいこの金額に加算した形になりますので、今回、予算を認めていただいて、一括で買わせていただいているという状況でございます。

以上でございます。失礼しました。あと、保守なんですけど、保守はこれとは別個で契約となります。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） その他、質問ございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） だから、保守も含めて、買ったほうが安いという損得勘定な  
んですか。

○議長（力山 彰君） 情報管理課長。

○情報管理課長（竹林邦彦君） 情報管理課長です。

今、田中議員からの御質問なんですが、現行のリース契約につきましても、あくま  
でも物のリースの契約とは別に保守契約がございますので、現状としては、一緒の形  
になるかと思えます。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第21、第38号議案、人権擁護委員の候補者の推薦につ  
いてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第38号議案 令和7年6月20日提出。

人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第  
3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

府中町長 寺尾光司

推薦に当たり、意見を求める方は3名で、1人目が、住所は記載のとおりで、氏名

は田村雅恵さん、2人目が、住所は記載のとおりで、氏名は坂田眞澄さん、3人目が、住所は記載のとおりで、吉岡哲哉さんです。

提案の理由でございますが、人権擁護委員1名の任期が令和7年9月30日をもって満了となり、及び2名の任期が令和7年12月31日をもって満了となるため、人権擁護委員の候補者を推薦することについて意見を求めるというものでございます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣が行うものですが、その候補者については、市町村長が議会の意見を聞いて推薦しなければならないとされております。

また、今回、広島法務局から要請があり、任期の異なる3名の方を一括して推薦を行います。なお、推薦する3名の方は全員再任となります。

それぞれの方の略歴を御紹介をいたします。

田村さんは62歳の方で、平成24年4月から府中町教育委員として、また、平成26年度から小学校及び安芸府中高等学校の学校運営協議会委員として、広く教育行政の発展のために御尽力をいただくとともに、広島東警察署少年補導協助手員及び広島東警察署協議会委員として、地域の青少年健全育成にも御尽力をされております。人権擁護委員としましては、令和4年10月1日に委嘱を受けられ、現在1期目で、これまでの経験を基に豊富な知識を生かして御活躍いただいております。人権擁護委員の職務を十二分に全うされているところでございます。よって、引き続き、人権擁護委員として推薦するもので、新たな任期は令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間となります。

続いて、坂田さんですが、坂田さんは71歳の方で、昭和52年から小学校教諭として勤務され、平成26年3月に小学校長として退職された後、平成26年4月から令和4年3月まで、府中町教育委員として、広く教育行政の発展のために御尽力をいただきました。人権擁護委員としましては、平成29年1月1日に委嘱を受けられ、現在3期目で、これまでの経験を基に豊富な知識を生かして御活躍いただいております。人権擁護委員の職務を十二分に全うされているところでございます。よって、引き続き人権擁護委員として推薦するもので、新たな任期は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間となります。

続きまして、吉岡さんですが、吉岡さんは65歳の方で、平成2年から小学校教諭として勤務され、令和2年3月に小学校長として退職されるまで、教育現場で児童教育の発展のために御尽力をいただきました。人権擁護委員といたしましては、令和

5年1月1日に委嘱を受けられ、現在1期目で、これまでの経験を基に豊富な知識を生かし御活躍をいただき、人権擁護委員の職務を十二分に全うされているところでございます。よって、引き続き人権擁護委員として推薦するもので、新たな任期は、坂田さんと同様、令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間となります。

提案説明は以上でございます。補足説明はございませんので、よろしくお願いをいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして質疑、討論を省略し、原案者を適任とすることに決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案者を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここでお諮りします。

本日は、これをもって散会としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会とし、次回は6月23日、午前9時30分から会議を開きます。

御苦労さまでした。

（散会 午後 2時49分）